

駐車監視員活動ガイドライン

【駒込 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となります。当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

| No | 路線名 | 通称道路名 | 区 ← → 間 | 重点時間帯 | 備考 |
|----|--------|-------|--|---------|--------------------|
| 1 | 都道455号 | 本郷通り | 本駒込6-24先 向丘2-11先 | 7:30-22 | 左記の区間における文京区内の本郷通り |
| 2 | 都道437号 | 不忍通り | 本駒込6-12先 千駄木2-48先千駄木二丁目交差点 | 8-22 | |
| 3 | 国道17号 | 旧白山通り | 本駒込2-9先本駒込二丁目交差点 本駒込1-2先白山上交差点 向丘1-6先誠之小前交差点 | 8-22 | |

◎ 重点路線

| No | 路線名 | 通称道路名 | 区 ← → 間 | | 重点時間帯 | 備 考 |
|----|------------|----------|--------------------|----------------------|-------|-----|
| 1 | 都道458号 | 駒込病院通り | 千駄木4-12先不忍通り動坂下交差点 | 向丘2-36先本郷通り駒本小学校前交差点 | 8-22 | |
| 2 | 区道 | 富士神社通り | 本駒込5-1先 | 本駒込4-8先 | 8-22 | |
| 3 | 都道457 | 道灌山通り | 千駄木3-49先 | 千駄木3-50先 | 8-22 | |
| 4 | 都道452 | 大観音通り | 向丘2-36先 | 千駄木3-37先 | 8-22 | |
| 5 | 区道 | 稲荷坂通り | 本駒込5-26先 | 本駒込5-41先 | 9-20 | |
| 6 | 区道 | 日医大つづじ通り | 向丘2-16先 | 千駄木2-1先 | 8-22 | |
| 7 | 特別区道文869号線 | - | 千駄木1-19先 | 千駄木1-1先 | 9-20 | |

重点地域

◎ 最重点地域

| No | 地 域 | 重点時間帯 | 備 考 |
|----|--------------|-------|-----|
| 1 | 最重点路線周辺 | 8-22 | |
| 2 | 日本医科大学付属病院周辺 | 8-22 | |

◎ 重点地域

| No | 地 域 | 重点時間帯 | 備 考 |
|----|--------------|----------|-----|
| 1 | 各重点路線周辺 | 各重点路線時間帯 | |
| 2 | 特別区道文869号線周辺 | 9-20 | |